

平成 22 年度 第 1 回基本問題に関する検討部会 議事要旨

- 1 日 時 : 平成 22 年 4 月 8 日 (木) 10:00~12:00
- 2 場 所 : 主婦会館プラザエフ 地下 2 階 クラルテ
- 3 出席者
部会員 : 菅原部会長、小林部会員、矢代部会員、野村部会員、木下部会員、城山部会員
中川部会員、金子部会員、青柳部会員、河村部会員、岡田部会員、阿部部会員、
二宗部会員
オブザーバー : 高木建築指導課長補佐
消防庁 : 株丹次長、濱田予防課長、滝予防課長補佐、渡辺設備専門官、竹村国際規格対
策官、三浦違反処理対策官、千葉予防係長、塩谷設備係長、村瀬企画調整係長、
永渕事務官、西田事務官、大歳事務官、鍋島事務官、吉川事務官、篠木事務官
田村大規模火災研究室長
欠席 : 中川部会員

4 配付資料

検討会次第

- 資料 1 - 1 火災予防行政のあり方に関する総合的な検討
- 資料 1 - 2 火災予防に関する法体系

- 参考 1 - 1 「防火対象物」について
- 参考 1 - 2 予防行政の沿革
- 参考 1 - 3 消防法令改正年表
- 参考 1 - 4 法令改正等の契機となった火災一覧

5 議事

- (1) 火災予防行政のあり方に関する総合的な検討について
資料 1 - 1 「火災予防行政のあり方に関する総合的な検討」に基づき、事務局より
説明が行われた。
- (2) 消防法（予防分野）の体系の現状について
資料 1 - 2 「火災予防に関する法体系」に基づき、事務局より説明が行われた。

6 質疑等の概要（項目ごとに整理）

(1) 火災予防の実効性向上

ア 火災予防に係る国民の責務

○ 基本的な考え方

- ・ 個人住宅の位置付けについては自己責任をどう考えるかということであり、一般論として国民の責務というものは必要だろうが、自己管理ができない人、責任を

果たせない人をどう考えるかという視点の検討も必要。

○ 教育の重要性

- ・ 小規模な施設でもスプリンクラー設備という議論があるが、困難もある。また従業員がどんどん入れ替わっていく状況がある。このため、たとえ短期間のバイトであっても、とにかく身近な火は確実に消火できる、誰でも消火器を使えるということが必要である。法規制によるものか、民間の実効性に求めるかは議論する必要があるが、そうした取り組みを継続することを通じて徐々に社会全体として、出火防止や拡大防止ができる社会が作られていくものと思われる。
- ・ 教育のプログラムに防火や防災を含むよう、消防庁から文部科学省にも働きかけていく必要があるのでは。
- ・ 火災予防について子供の間から認識させるよう、教育プログラムへの組み込みを文部科学省に働きかけていただきたい。

○ 出火防止対策の重要性

- ・ ライターのチャイルドロックの問題や、住宅火災において出火源となっている消費生活用品の規制、ストーブの上に洗濯物を干すなど管理面の問題など、基本的火災予防対策も考えるべきではないか。日本は火に甘い文化があるのでは。
- ・ コンプライアンスというものについて欧米と日本で考え方が大きく違う。生活の基本で当たり前という意識がある欧米と比較すると、日本では後から持ってきたもので、言われなければやらない余計なものという意識がある。例えばライターや防災規制などは欧米ではPLの分野であり、防火安全を図るモチベーションがある。コンプライアンスに関する意識を改革し文化的に成熟した社会を形成していく必要がある。

イ 火災危険性評価の導入

- ・ 火災予防を進めるためには、国民にリスクを認識させ、それを回避できるようになる仕組みを作り上げていく必要があるのではないかと。特にそうした仕組みについては、海外にも事例があるので、そういった事例等を収集していただければ議論しやすいものと思われる。

ウ 消防法令の順守、違反状況の公表制度の整備

○ 第三者による評価・公表制度

- ・ 全国の病院の1/3がその評価を受けており、順次改善を行うことになっている。
- ・ ソフト面の規制については、計画を作成させて点検・報告する仕組みは作られているが、それだけでは手続き主義化してしまい実効性が確保されないのではないかと。個別具体的な評価を行っていくことが重要で、それを法制度とするのか、民間の評価・認証システムを導入するのかという議論になるのでは。また、実効性を上げていくには評価だけでなくその結果を当事者にフィードバックするシステムが必要で、コンサルタント的な仕事が必要であり、行政ができるのか、民間の専

門家を活用するのも検討していかねばならない。

- ・ 関係行政との連携については、現在制度がある消防同意の有効性と限界を整理していく必要があると思われる。その上で、消防同意の中でできないものを例えば社会福祉施設の評価制度の中に埋め込んでいく等、様々な形での連携のあり方を検討していくことが考えられる。
- ・ 日本医療評価機構の行う病院の評価のほかに、社会福祉施設については福祉医療機構が評価を行っているが、サービスの評価が中心で防火に関する評価がほとんどない。そのような観点から、厚生労働省の関係部局との連携が重要。

○ 事業所の自主的な取り組みと行政との関係

- ・ 消防機関に指導されて直すのではなく、事業所が自主的に法律を守るような仕組みへ育成していくことが重要。特に大規模な防火対象物は、その多くがそのような自主的な安全管理体制に移行することができるのではないかと。病院の第三者による機能評価の枠組みが参考になるのではないかと。
- ・ 自主的な方向という意見があったが、資料1-1を見ると、複合用途と住宅を除く用途での火災が減少している背景には、これまでのきめ細かい施策や規制が功を奏したものであると思われる。一方で、自主管理できるところは良いが、自主管理できない、又はしないところから火災が発生している以上、単純に自主管理に任せていくのは危険ではないかと。防火規制は社会的に非常に重要な規制である。
- ・ まず、行政資源の投入のあり方を整理していくのが必要ではないかと。今まで行政資源がどこに投入され、どういった事項が手薄となっているのか、また今後の優先課題は何なのか、ということの整理が必要ではないかと。その上で、行政資源の足りない部分に民間資源の活用という議論があるものと思われる。

→（事務局）行政資源と民間資源を活用すべき分野の整理については、資料をそろえたい。

- ・ 実効性の確保については、貴重な行政資源を有効に使う必要があるが、現状で民間の力を十分に活用できていないのではないかと。点検報告が出ていないものや、不備が報告された防火対象物にのみ立入検査に行く等、点検報告制度を活用し、効率的な立入検査を実施することが重要。また、点検報告は、直してきれいになった結果だけもらっているが、どこに不具合があってどう直ったかが重要であり、そこをフォローできないかと。アメリカでは一般住宅でも点検業者がいるようである。

○ 各種履行確保方策

- ・ 火災被害を防ぐためにはそもそも火災を起こさないような自主管理体制が重要。大きな火災被害が出ている場合には、設備はついていないかついていても機能していないケースが多い。裁判等の判例でも避難障害が指摘されているケースが多い。命令でも法5条の3命令がこれだけ多いということは、命令されていないものも含めれば相当多いことが想像できる。消防計画があっても守られていない現状を何とかすべき。

○ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化

- ・ 防火管理者制度については、店舗系の雑居ビルは人が頻繁に変わるため、防火管理体制が十分に引き継がれていない現状がある。このような頻繁に管理者が変わるような状況でも運用可能なものを作っていく必要がある。

(2) 火災予防に係る規制の合理化

ア 規制体系の再編・簡明化

○ 規制全般に関する総論

- ・ 国際的な視点を持つことが重要。日本の消防規制は、川上(検定)から川下(点検等)まで細かく規制しており、そのことが日本の防火対策を安定的な水準に保っている。東アジアの他国では基準はあっても守られていないところが多い。この枠組は基本的には重要であり今後とも大事にしてほしい。
 - ・ どこにどんな設備をつけるのかということは、国内の社会的合意で決めればよいが、設備等の基準や検定などの問題は国際的な視点が必要。
- (事務局) ISO等国际規格との関係や海外制度等についてはまとめていきたい。
- ・ 現行の消防関係規定は制度化されて30年がたっており、事例も蓄積があると思われるので、効果の検証が必要。具体の火災でどのように役立っているか(例えば避難器具の効果など)調査や統計がないか。
 - ・ 防火管理体制の不備なビルで火災が発生した結果、優良なビルも含めて全てのビルに規制強化されている現状があり、優良なビルに対しては過剰な規制になっているのではないか。

○ 火災保険等との関係

- ・ 法規制のみで防火水準を担保していくのかという問題があり、海外では火災保険とタイアップして自主評価で担保しているところが多い。
- ・ 保険会社では、大規模建築物や工場等では現状でも防火上の事項について査定して割引を行っている。小規模なものについても可能性としてはあるが、信頼できる証明をどう作るか、また統計的に意味のある基準を作れるかということが課題である。

○ 最小規模の事業所と一般住宅との関係

- ・ これまで大規模中心の対策だったが、中小規模まで対象としないと火災死者は減らせない。
- ・ 昨今の高齢者施設における火災への対応を考えることが重要。
- ・ 資料1-1について、社会福祉施設の被害は大きくなっているようにも見えるが、一方で社会福祉施設の火災は減っているとも聞いており、検討が必要ではないか。また、最近の社会福祉施設の形態を見ると、住宅と社会福祉施設との区分が明確でなくなってきた。特に一般住宅の中に、親族関係にない要援護者が共同生活する形態のものや、保育ママのような形態が新たに生まれており、今後も増加する傾向にある中、一般住宅の防火安全体制に関する見直しが必要ではないか。

→ (事務局) データでは、社会福祉施設の火災件数自体はそれほど多くない一方で、近年の長崎市認知症 GH 火災や渋川市無届老人ホーム火災などで多数の死者が発生していることが、火災100件あたりの死者数の増加という結果になっており、小規模社会福祉施設の影響が大きいと考えている。

- ・ 建基法以外に、社会福祉関連法令も関係が深いため、厚生労働省からもオブザーバー出席してもらうことはできないか。

→ (事務局) オブザーバー出席の件は厚生労働省と相談したい。

○ 事務の簡素化

- ・ 防災管理者制度が設けられたが、防火管理者と防災管理者の手続きをダブルで実施しなければならない現状があり、事務の簡素化のための手続きの一本化を検討していただきたい。

イ 規格による規制から防火性能を満たす多様な手法の容認

- ・ 性能規定化については役立つものではあるが、実務面では仕様規定できっちり決まっているものの方が使い勝手がよいという現状があり、それがルートBやルートCがあまり用いられない理由ではないか。仕様規定の有効性向上が先にあるべきではないか。
- ・ 性能規定化の際に、仕様規定に不具合が残るのも問題があるので、性能規定の検討とともに仕様規定にフィードバックしていく必要があるのでは。この際には民間規格の活用等も考えられる。

ウ 公的認証制度のあり方

- ・ ハード面の規制では大臣認定という制度で柔軟な対応ができることは非常に有効で重要であると思われるが、一方で、性能規定や大臣認定がなぜ利用されていないか、という理由については民間の意見を吸い上げ、実効性のある制度とするため検討していく必要がある。日本消防検定協会の役割もあるのでは。

(以上)